

議案第十五号

三朝町財政状況の公表に関する条例の制定について

次のとおり三朝町財政状況の公表に関する条例を制定することについて、地方

自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会

の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年三月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町 財政状況の公表に関する条例

例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第一項の規定により公表すべき財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第二条 財政状況の公表は、毎年五月一日及び十一月一日に、これを行なうものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、町長は、事故のやんだときから一箇月以内において、これを公表しなければならない。

(公表の内容)

第三条 前条第一項の規定により五月一日に公表する財政状況においては、前年十月一日から三月三十一日までの期間における次に

第六編 財務 (財政状況の公表に関する条例)

(為中文)

掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び町長の財政方針を明らかにするものとする。

一 歳入歳出予算の執行状況

二 住民の負担の概況

三 公営事業の経理の概況

四 財産、地方債及び一時借入金の現在高

五 その他町長が必要と認める財政に関する事項

2 前条第一項の規定により十一月一日に公表する財政状況においては、四月一日から九月三十日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

3 町長は、必要に応じ、財政状況の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

(公表の方法)

第四条 財政状況の公表は、三朝町報を掲載し、併し公告式条例(昭和 年 条例第 号)による告示の例により、これを行なう。

2 財政状況は、その公表の日から六月間、町長の指定した場所において、これを閲覧に供さなければならない。

第五条 町長は、必要と認めるときは、前条第一項に定める方法に

第六編 財務 (財政状況の公表に関する条例)

より公表するとともに、新聞紙上に財政状況の要旨を掲載して公表することができる。

(委任)

第六條 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

財政状況の公表に関する条例の廃止

2 財政状況の公表に関する条例(昭和二十一年三朝町条例第一号)は、廃止する。